

奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領

令和5年度において、奈良県が発注する「まほろば健康パーク整備運営事業」の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出して下さい。

※令和4年度の入札参加資格者名簿で対象となる業種が登録されており、かつ、対象となる業種で令和5年度の入札参加資格の申請をされている方については、この申請を行う必要はありません。

※申請書類は、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

建設業・契約管理課ウェブページ→<http://www.pref.nara.jp/62944.htm>

<p>1 申請資格</p>	<p>○次の（１）～（３）のいずれかに該当する者</p> <p>（１） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く建設業者（県内本店業者）</p> <p>（２） 建設業法第3条第1項に規定する本店以外の営業所等（支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）をいう。以下同じ。）を奈良県内に有し、契約締結等の権限を当該営業所等の代表者に委任する建設業者（県内営業所業者）</p> <p>（３） 建設業法第3条第1項に規定する「本店」を奈良県外に有し、契約締結等の権限を奈良県内の営業所等の代表者に委任しない建設業者（県外業者）</p> <p>○申請日現在で有効な経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者</p>
<p>2 欠格要件</p>	<p>以下の①～⑨のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>② 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤ 県税を完納していない者</p> <p>⑥ 消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p>

奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領

	<p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>カ 法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</p> <p>⑨ 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
<p>3 申請業種</p>	<p>(1) 建築一式（本店（契約締結等の権限を営業所の代表者に委任する場合はその営業所）が建設業法の「建築工事業」の許可を受けている必要があります。） ※経審の総合評定通知書において、「建築一式工事」の年間平均完成工事高があり、かつ、技術職員が1人以上いる場合に限ります。</p> <p>(2) 土木一式（本店（契約締結等の権限を営業所の代表者に委任する場合はその営業所）が建設業法の「土木工事業」の許可を受けている必要があります。） ※経審の総合評定通知書において、「土木一式工事」の年間平均完成工事高があり、かつ、技術職員が1人以上いる場合に限ります。</p>
<p>4 申請方法</p>	<p>(1) 必要書類の作成について 別紙「建設工事入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、必要な書類を作成し、添付書類を準備してください。作成に当たっては、別紙「記入上の注意」をよくお読みください。</p> <p>(2) 提出に当たっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出部数 1部 ○ 提出書類は、日本工業規格A4版としてください。 ○ 別紙「建設工事入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」の1から順にクリップ又はひもで綴じてください。ステープル（ホチキス）留めやファイル綴じはしないでください。 <p>申請書類は下記（3）（4）のいずれかの方法で申請してください。</p> <p>(3) 持参による申請（申請内容について説明ができる方が持参してください。） 提出受付日 令和5年5月17日（水）～令和5年5月19日（金） ※午前9時30分から午前11時30分まで及び 午後1時30分から午後4時30分までの間に受け付けます。</p>

奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領

	<p>(4) 郵送による申請（特定記録や簡易書留など配送状況が記録される郵送方法に限ります。） 提出期限 令和5年5月19日（金）（必着） ※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。</p>
<p>5 提出先</p>	<p>〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁 建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 宛</p>
<p>6 その他</p>	<p>(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。 (2) 建設工事の適正な施工の確保等のため、県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入検査を行います。 (3) 奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。 (4) 入札参加資格審査申請書（様式1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。 (5) 本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。 (6) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。 (7) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となる場合がありますので、期日に余裕を持って申請してください。 (8) 別紙「記入上の注意」をよくお読みください。 (9) 本申請における競争入札参加資格は、「まほろば健康パーク整備運営事業」の入札においてのみ有効です。</p>

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

- 1 入札参加資格申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 法令等の規定に基づく利用又は提供

建設工事入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

提出欄の「○」は提出必須書類です。「△」は該当者のみ提出してください。

用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズ用の紙に貼付して下さい。)

1から順にクリップまたはひもで閉じてください。ファイル綴りはしないでください。

申請に必要な様式は、以下の建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

建設業・契約管理課ウェブページ→<http://www.pref.nara.jp/62944.htm>

	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	提出書類
1	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書(建設工事)(様式1) ・申請者の押印は省略可能です。 行政書士の場合は、「申請担当者又は行政書士」の「氏名」欄に、行政書士の職員の押印が必要です。 (参考)行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号) 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 ・白黒印刷可
2	○	○	-	県税に滞納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・「未納がない証明書」でも可 ・写し可
3	○	○	○	消費税及び地方消費税に未納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3(その3の2、その3の3も可) ・免税業者も要提出 ・写し可
4	○	○	○	経審総合評価値通知書の写し ※有効期限内の経審の通知書で最新のものを。
5	△	△	△	上記経審総合評価値通知書の内容(社会保険の加入状況)に変更が生じた場合 <提出書類> ○経審結果変更事項届(様式2) ○経審結果が変更していることが確認できる書類(様式2下部参照)
6	-	○	○	契約締結等の権限を営業所等の代表者に委任する場合 ・営業所の登録が確認できるもの (例1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条で定める別記様式第1号の別紙2(受付印のあるもの。許可申請書等に受付印がある場合は、受付印のある許可申請書等の写しも併せて提出して下さい。) (例2)国土交通省ウェブサイト建設業者・宅建業者等企業情報検索システムによる当該情報の検索結果を出力したもの(業者概要、営業所の両方) 国土交通省ウェブサイト建設業者・宅建業者等企業情報検索システム △ → https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/

	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	提出書類
7	△	△	△	<p>委任状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ・委任者、受任者とも押印省略可 <p>※様式は任意ですが、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。</p> <p>※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。</p> <p>（参考）行政書士法（昭和26年法律第4号） 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。</p>
8	△	△	△	<p>受付控が必要な場合は、次のものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格審査申請書※申請分と受付控として、提出部数は合計2部となります。 ・返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの。）

記入上の注意（建設工事）

1 共通事項

- (1) 申請に必要な各様式については、奈良県建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/62944.htm>

- (2) 行政書士の職印を除き、申請書に押印は不要です（押印があっても受け付けます）。

2 競争入札参加資格審査申請書（様式1）

①申請年月日

申請書類の提出日（投函日）を記入してください。

【業者内容について】

- (1) 本社についての情報を記入してください。
- (2) ②の許可番号については経審総合評定値通知書に記載の許可番号（経審総合評定値通知書の受領後に変更となった場合は、変更後のもの）を記入してください。
- (3) ③の商号又は名称（カナ）欄については、株式会社等の法人の場合は、(株)・(有)等の略号を用いてください。

【経審審査基準日について】

- (1) 提出する経審総合評定値通知書に記載の審査基準日を記入してください。

【希望する業種について】

- (1) 希望する業種（今回申請できる業種は、「土木一式」、「建築一式」のみです。）を入力してください（プルダウンから選択）。

※経審総合評定値通知書において、完工高のあるものに限りです。

【契約締結権限等の委任について】

- (1) 営業所に契約締結権限等を委任する場合は「委任する。」を選択してください。
※本店以外に事業所を置いても、建設業法上の営業所の要件を満たしていない場合には契約締結権限がありませんので、その事業所の代表者には契約締結等の権限を委任することはできません。
- (2) 営業所に契約締結権限等を委任しない場合は、「委任しない。」を選択してください。

【契約締結権限等を委任する営業所等について】

- (1) ⑩の契約締結権限等の委任で「委任する。」を選択すると、営業所内容についての入力欄が表示されますので、入力してください。

【申請担当者又は行政書士について】

- (1) 今回の入札参加資格審査申請における担当者情報を入力してください。
行政書士が行う場合は、行政書士の情報を入力してください。
- (2) ⑮の所属欄について、行政書士の場合は事務所名から入力してください。